

相模原市監査委員公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、健康福祉局健康福祉総務室、指導監査課及び保険高齢部の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年12月2日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

第1 監査の種類及び日程

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成28年9月1日から12月1日まで

第2 定期監査

1 監査の調査対象及び項目

健康福祉局健康福祉総務室、指導監査課及び保険高齢部において、平成28年度(平成28年9月末日まで)、ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。

(1) 健康福祉総務室

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

(2) 指導監査課

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

(3) 高齢政策課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(4) 地域包括ケア推進課

ア 社会福祉費雑入の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(5) 介護保険課

ア 介護保険料の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 国民健康保険課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 国民年金課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 緑高齢者相談課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

- (9) 中央高齢者相談課
 - ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- (10) 南高齢者相談課
 - ア 各事業の委託料の支出に関する事務

2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 社会福祉費雑入の徴収に関する事務

- ア 調定額の算定及び調定の時期は適正か。
- イ 調定漏れはないか。
- ウ 納入の通知は適正に行われているか。

(2) 介護保険料の徴収に関する事務

- ア 調定額の算定及び調定の時期は適正か。
- イ 調定漏れはないか。
- ウ 納入の通知は適正に行われているか。

(3) 各事業の旅費の支出に関する事務

- ア 旅費の算定は適正に行われているか。
- イ 支給遅れや概算払いの精算の遅れはないか。
- ウ 出張命令票等は適正に作成されているか。

(4) 各事業の委託料の支出に関する事務

- ア 契約締結事務
 - (ア) 契約相手方の選定方法は適切か。
 - (イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
 - (ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。
- イ 委託料の支出
 - (ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
 - (イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(5) 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

- ア 負担金の算定及び支出は適正に行われているか。
- イ 負担金の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ウ 補助金交付要綱の内容は適正か。

3 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に係る書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年10月24日及び25日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

4 監査の結果

(1) 指摘事項

ア 地域包括ケア推進課の社会福祉費雑入の徴収に関する事務を調査したところ、あじさい大学受講者負担金において、次のような不適正な事例が見られた。

歳入の収入の方法について、法第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と規定されている。

また、相模原市会計規則(平成4年規則第10号)第16条第1項において、歳入を徴収しようとするときは、「所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納付場所を調査決定(以下「調定」という。)し、調定書を作成しなければならない」と規定され、さらに第19条第1項において、「調定をしたときは、速やかに納入通知書を作成し、納入義務者に交付しなければならない」と規定されている。

しかしながら、受講者負担金の徴収に際し、一部の受講者に調定書を作成しないまま納入通知書を交付していた。

あじさい大学受講者負担金の徴収事務については、平成25年12月に実施した前回の定期監査において、調定書を作成していなかった不適正な事例が見られたことから、再発防止に取り組み、適正に事務を執行するよう指摘事項としたところである。これに対し、平成26年1月に市長から、「地方自治法、相模原市会計規則等の遵守」「複数職員による

重層的なチェックの実施」「マニュアルの改訂」などの措置を講じた旨の通知を受け、その内容について同月に監査委員としてホームページ等により広く市民に対し公表を行ったことから、あじさい大学受講者負担金の徴収事務については市長からの措置通知のとおり改善措置が講じられたものと認識していた。

その後、市においては平成27年6月には監査における指導事例に対する全庁的な緊急事務点検が行われた。また、平成28年7月には監査の指摘事項等に対する個別事務点検が行われ、平成25年度以後の指摘事項等についての確認が求められていた。

こうした市長からの改善措置通知や全庁的な取組にもかかわらず、今回の定期監査においても、地方自治法等に基づく事務の執行を怠る不適正な事例が見られたことは、監査実施後に提出され広く市民に対しても公表した措置通知の内容に疑念が生じることとなり、極めて遺憾である。このことは、全庁的な取組が不十分であったことを正に示している。

前回と同様の不適正な事務処理が依然として行われていたことは、監査委員監査の重要性を認識することなく、軽視しているとみなされても弁解の余地がないものであり、監査の結果を真摯に受け止め、公表した改善措置を講ずるという職務及び市民に対する責任感が欠如していると言わざるを得ない。事務執行に従事した職員は、自らの職責について再認識するとともに、責任の所在を明らかにされたい。

今後、担当職員及び管理監督者は地方自治法等に基づく収入事務の重要性を認識するなど徹底した意識改革を図り、不適正な事務執行が二度と行われることがないよう組織として原因の究明や分析、検証を実施し再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

イ 緑高齢者相談課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業に係る3件の契約において、次のような不適正な事例が見られた。

(ア) 委託業務を実施する根拠となる「相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱」(平成2年4月制定。以下「要綱」という。)では、旧相模湖町の給食サービス実施日について、「国民の祝日

に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日」(以下「休日」という。)を除いた火曜日から金曜日までとされている。

しかしながら、藤野・相模湖地区給食サービス事業委託において、契約の相手方から提出された事業委託報告書を確認したところ、休日を含めた月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日に給食サービスが実施されていた。

- (イ) 津久井・相模湖地区給食サービス事業委託において、契約の相手方から提出された事業委託報告書では、休日である8月11日に給食サービスが実施されたことになっていたが実際には実施されておらず、85食分、68,000円が過払いとなっていた。
- (ウ) 前記2件の契約において、旧相模湖町を2地区に分けて給食サービスを実施しているが、その配食の区域分けについては、要綱や契約書等に定められておらず根拠が不明確となっていた。
- (エ) 前記2件の契約のほか城山地区給食サービス事業委託において、利用者により給食の配達の実施日は異なり、委託料は給食の配達の実績に応じて支払われるが、その根拠となる事業委託報告書には実際に給食が配達されたことを示す利用者の受領印などがないため、業務履行の確認としては不十分なものであった。
- (オ) これらの3件の委託における契約書約款において、暴力団等排除に係る発注者の解除権に関する条文中、引用した条項が誤っていた。

契約事務に関しては、近年の定期監査等で不適正な事務処理が多数見られ繰り返し指摘事項としたことから、市においては、これまで全庁的な注意喚起が再三再四実施され、平成28年7月には契約事務等に関する一斉事務点検が行われている。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意思を確認する行為であり、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じること等を防止するため、適正に契約に関する事務を執行することは当然のことである。特に、事業実施の根拠となる要綱とは異なる内容で業務が実施されていたことや、契約の適正な履行を確保し、公金を支出する上での重要な根拠となる検査検収について、不適正な事務処理が

行われていたことは、担当職員から管理監督者まで適正に事務を処理するという意識が欠如し、基本的事項である要綱の内容や契約書の作成について十分な確認を行わないまま、漫然と前例を踏襲し事務を執行した結果であり、市における契約事務等に関する一斉事務点検の取組が不十分であったことを正に示している。

また、平成25年12月に実施した前回の保険高齢部定期監査において、緑高齢者相談課を含む3課で執行した契約事務について、平成22年に実施した前々回の定期監査と同様に引用条項の誤りが見られたことについて、保険高齢部に対し、口頭により注意している。これに対し、平成26年1月には、「今後は同じ誤りを決して繰り返してはならないものと強く認識し、担当職員をはじめ管理監督者の意識改革を進めるとともに、再発防止に向け、適正な契約事務の執行に真摯に取り組む」との報告を得ていたことから、緑高齢者相談課における契約事務については改善されたものと監査委員として認識していた。

しかしながら、複数の職員によるチェックが機能せず、今回の定期監査においても依然として契約事務の不適正な事例が見られたことは、極めて遺憾である。

このように不適正な事務処理を繰り返すことは、前回の定期監査後、意識改革や契約事務に対する真摯な取組を怠ったことによるものであり、監査委員監査の重要性を認識することなく、軽視しているとみなされても弁解の余地がないものである。また、全庁的に実施された一斉事務点検において、点検を実施した旨の報告をしたことは、市が構築している内部統制体制による不適切な事務処理の防止に向けた取組の信頼性を失わせるものであると言わざるを得ない。

今回このような不適正な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにされたい。

今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は要綱をはじめ履行確認の重要性を再認識し、契約書約款等関係書類の記載内容を精査・確認し、給食サービスにおける履行確認のあり方を見直すなど、不適正な事務執行が二度と行われることがないよう原因の究明や検証を踏まえて再発防止に真剣に取り組み、適正に事務を執行されたい。

- (2) 健康福祉局健康福祉総務室、指導監査課及び保険高齢部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査

1 監査の調査項目

次のとおり、重点調査項目及び個別調査項目について監査を行った。

区分	テーマ	対象課
重点調査項目	契約における業者選定(1者随意契約の場合)について	保険高齢部高齢政策課、地域包括ケア推進課、介護保険課、国民健康保険課、国民年金課、緑高齢者相談課、中央高齢者相談課
個別調査項目	国民健康保険における給付に関する事務	保険高齢部国民健康保険課

2 契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

(1) 監査の対象

健康福祉局保険高齢部各課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、相模原市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。また、健康福祉総務室、指導監査課及び南高齢者相談課については対象となる契約がなかった。

監査の対象期間は原則として平成28年度(平成28年9月末日まで)とし、必要に応じて平成27年度以前についても対象とした。

(2) 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によるこ

とができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限定されている。

また、契約規則第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人を見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- ア 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。
- イ 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- ウ 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

(4) 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に係る書類、資料等の提出を求め、抽出により書面

調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年10月24日及び25日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

(5) 対象事務の概要

ア 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「1者随契理由書」という。)及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によりすることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額（ガイドラインより）

契約の種類	契約方法	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負		250万円以下	超 公表
財産の買入れ		160万円以下	超 公表
物件の借入れ		80万円以下	超 公表
財産の売払い		50万円以下	超 公表
物件の貸付け		30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの		100万円以下	超 公表

イ 1者随意契約の状況について（平成28年9月末現在）

（ア）契約の状況

契約規則において、随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている予定価格が10万円以下の契約を除いた、委託料に関する契約の状況は表1のとおりである。

契約全体では、件数が324件、契約金額は合計27億8,964万円であった。随意契約は、件数が311件(96.0%)、契約金額は合計27億1,405万円(97.3%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは301件で、随意契約に占める割合は96.8パーセントであった。契約金額の最高額は「相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業委託(旧相模原地区)」の139,750,000円であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	0	0
指名競争入札	13	75,589,696
随意契約	311	2,714,059,308
見積合せ	10	6,544,246
1者随意契約	301	2,707,515,062
計	324	2,789,649,004

予定価格10万円以下の契約を除く。

(イ) 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約301件のうち292件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。また、4件は公益社団法人相模原市シルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第3号を、3件は競争入札に付することが不利と認められる契約であるとの理由から同項第6号を、2件は競争入札に付したが入札者がいないなどの理由から同項第8号を根拠としていた。

(ウ) 契約継続年数

1者随意契約301件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする292件の同一の相手方との継続契約年数別の状況は表2のとおりである。5年以上継続して契約を締結していたものは177件(60.6%)であった。継続年数の最長は、「保険者事務電算共同処理委託」の32年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
件数	38	77	49	119	9	292

(6) 監査の結果

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今回の行政監査において、健康福祉局保険高齢部各課の1者随意契約における業者選定に関する事務執行には特段の問題は見られなかった。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

3 国民健康保険における給付に関する事務

(1) 監査の対象

健康福祉局保険高齢部国民健康保険課の所管に係る国民健康保険における

給付に関する事務のうち、不当利得に係る保険給付費の返還請求事務及び第三者行為に係る求償事務を対象とした。

監査の対象期間は原則として平成28年度(平成28年9月末日まで)とし、必要に応じて平成27年度以前についても対象とした。

(2) 監査の目的

本市の平成27年度一般会計・特別会計決算において、収入未済額の合計額は168億3,986万円で、このうち国民健康保険事業特別会計における国民健康保険税の収入未済額は88億7,072万円となっており、収入未済額全体の52.7パーセントと大きな割合を占めている。国民健康保険税の収入未済額は、前年度と比較すると10億3,815万円減少しているが、依然として多額な状況となっている。また、収入率は63.0パーセント(現年課税分は88.7パーセント)で前年度と比較すると0.9ポイント上昇しているものの、低い水準にとどまっている。

国民健康保険税は、国民健康保険制度において保険給付を行うための貴重な財源であり、収入率の向上や収入未済額の縮減等による保険税収入の確保は重要な課題である。

そのような状況の中、転出等により国民健康保険の資格を喪失した後に医療機関を受診し、国民健康保険による保険給付を受けた場合、不当利得が発生することとなるが、こうした不当利得の返還請求に関して、平成27年度決算で8,475万円の収入未済額が生じている状況となっている。

また、保険者は傷病等の給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得するとされているが、こうした損害賠償請求に関して平成28年1月には、市町村が運営する国民健康保険で、交通事故などが原因の治療費を本来は事故の加害者側が支払うべきところ、費用の請求に至らないものが年間数十億円存在する旨の新聞報道がなされているところである。

以上のことから、国民健康保険における給付に関する事務のうち、不当利得に係る保険給付費の返還請求事務及び第三者行為に係る求償事務が関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また、効率的かつ有効的に行われているかを主眼として行政監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- ア 返還請求及び求償に該当する対象者の把握は、適切かつ効果的になされているか。
- イ 返還請求及び求償に関する事務手続は、関係法令等に基づき、適正かつ効果的に処理されているか。
- ウ 返還請求に係る収入未済額の縮減に向けた取組は、適切になされているか。
- エ 市民への周知の取組は、効果的なものになっているか。

(4) 監査の主な実施内容

監査の対象となる課に係る書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年10月24日にヒアリングによる事情聴取を行った。

(5) 対象事務の概要及び調査の結果

ア 不当利得に係る保険給付費の返還請求事務

(ア) 概要

本市の国民健康保険の被保険者が転出した場合や他の社会保険等に加入した場合、その日まで遡って国民健康保険の被保険者としての資格を喪失する。資格を喪失した後に本市の国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という。)を使って医療機関を受診した場合等に、本市が医療機関へ支払った保険給付費分の返還について民法(明治29年法律第89号)第703条に基づき、不当利得として資格喪失後本市の保険証を使用した者に対して請求するものである。

国民健康保険課は、企画班、給付班、賦課班、収納班、特別滞納整理班及び3か所の診療所で組織され、職員実数69人で所管業務を行っている。このうち不当利得に係る保険給付費の返還請求事務は、給付班のうち2人の職員が担当している。

(イ) 返還請求すべき対象者の把握

a 資格喪失後の受診状況の把握

資格喪失後の受診状況を把握するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)に基づき設立され、診療報酬の審査支払等を行う神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が管理する保険者レセプト管理システムにより、国保連合会から毎月送信される、診療時点の資格に疑義がある診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)と、被保険者の資格情報等を管理している国保オンラインから出力される同じ月に診療と資格喪失が行われた「同月得喪リスト」を基に、担当職員が診療日についてはレセプトにより、資格喪失日については国保オンラインの資格情報により確認している。

その結果資格喪失後の受診であればその対象者のデータを国保オンラインに反映させ、資格喪失後の受診者リストとして毎月「不当利得処理簿(喪失分)」を出力し、これを基に対象者に通知している。

b 医療費の一部負担金の割合変更に伴う把握

70歳から74歳までの対象者に交付される国民健康保険高齢受給者証(以下「高齢受給者証」という。)に係る一部負担金の割合(以下「負担割合」という。)は、所得等により1割、2割又は3割に区分されている。高齢受給者証の有効期間は8月1日から1年間で、毎年8月1日を基準日として、負担割合を再判定している。

負担割合が1割又は2割の被保険者が3割に変更となった後に、旧負担割合で受診していた場合は、本来負担すべき3割分の金額から、既に負担した金額を差し引いた額を国民健康保険の給付として市が負担しているため、当該給付した分の返還を求めることとなる。

国保連合会から毎月送信される、負担割合に疑義のあるレセプトを基に、担当職員が国保オンラインの資格情報により負担割合の確認を行っている。その結果、負担割合がレセプトと資格情報とで異なり医療機関による負担割合の確認誤りではない場合は、その対象者のデータを国保オンラインに反映させ、毎月「不当利得処理簿(負担割合変更分)」を出力し、これを基に対象者に通知している。

(ウ) 返還請求の状況

返還を請求すべき対象者については、毎月月初めに返還に関する通

知文及び月末を納期限とした納入通知書を送付している。なお、資格喪失後受診した被保険者に対してはレセプトの写しを送付し、対象者が市へ返還した給付費は、新たに加入した社会保険等へ療養費として支給申請ができる旨案内している。

保険者の不当利得に係る返還請求権の時効は、法第236条第1項により5年とされている。一方、被保険者が新たに加入した社会保険等へ療養費として保険給付を受ける権利は健康保険法(大正11年法律第70号)等により2年とされている。そのため、被保険者への速やかな返還請求が必要となる。

不当利得に係る返還請求件数、返還請求額の状況は表3のとおりである。なお、不当利得に係る平成28年4月から9月までの返還請求額の最高額は1,156,008円であった。

表3 不当利得に係る返還請求の状況 (平成28年9月6日現在)

通知発送月	返還請求(レセプト)件数			返還請求額(円)
	資格喪失分	負担割合変更分	計	
4月	1,157	18	1,175	8,281,019
5月	1,252	71	1,323	9,943,645
6月	996	29	1,025	9,099,836
7月	793	39	832	5,369,041
8月	962	25	987	6,159,009
9月	977	8	985	7,034,377
計	6,137	190	6,327	45,886,927

(エ) 収入未済額の縮減に向けた取組

a 不当利得に係る収入状況

平成28年度における収入未済額は8月末現在で9,331万円となっている。不納欠損額は平成27年度において1,114万円となっており、これは5年の消滅時効を迎えたことによるものである。平成27年度における収入率は、21.7パーセントであった。不当利得に係る収入の状況については、表4のとおりである。

表4 不当利得に係る収入状況

(単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成24年度	94,366,650	23,134,793	0	71,231,857	24.5
平成25年度	115,717,129	25,842,339	11,240,080	78,634,710	22.3
平成26年度	122,334,071	25,704,619	19,386,506	77,242,946	21.0
平成27年度	122,499,364	26,607,527	11,141,519	84,750,318	21.7
平成28年度	118,398,645	25,080,713	0	93,317,932	21.2

平成28年度は平成28年8月末現在

b 督促状等の発付

国民健康保険課では、不当利得に係る返還金の月々の収入状況をパソコンで管理し、未納者の把握に努めている。納付を促すため、そのデータを活用し、納期限の翌月に相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年条例第36号)に基づき、督促状を発付している。さらに、当初納入通知発送後4か月経過した未納者に対しては、催告書及び納入通知書を送付している。

平成28年度の督促状、催告書の発付状況は、表5のとおりである。

なお、平成28年4月から9月までに発付した督促状による返還請求額の最高額は459,616円であった。同様に、催告書による返還請求額の最高額は275,317円であった。

表5 督促状等の発付状況

(平成28年9月20日現在)

発送月	督促状		催告書	
	件数	返還請求額(円)	件数	返還請求額(円)
4月	304	1,824,675	269	1,834,184
5月	432	3,511,194	98	830,170
6月	425	2,457,885	157	892,044
7月	393	2,606,830	197	1,218,369
8月	337	2,467,965	243	2,558,678
9月	287	1,820,965	278	1,645,253
計	2,178	14,689,514	1,242	8,978,698

c 返還金の保険者間調整

(a) 概要

資格喪失後の受診により発生する返還金については、被保険者が旧保険者(本市)に対して、保険給付分に当たる返還金を支払い、併せて現保険者に対して、療養費を請求することが原則である。しかしながら、平成25年3月、会計検査院の意見や保険者等からの要請を踏まえ、被保険者の負担の軽減及び旧保険者における速やかな債権の回収という観点から、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」(平成26年12月5日付け厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長通知)が発出され、返還金に係る医療費相当額を新旧の保険者間で相互に調整する統一的な仕組みが示された。

保険者間調整は、被保険者に返納金債権を有する旧保険者(本市)が被保険者から委任を受け、現保険者から支給される療養費を代理受領し、これを返納金債権と相殺する方法(療養費等の代理受領方式)となっている。

(b) 保険者間調整の状況

本市では、事務処理の負担を軽減するため平成27年4月1日から国保連合会に保険者間調整の事務処理を委託している。国保連合会に委託するのは、現保険者が他市町村の国民健康保険、全国健康保険協会等の場合である。現保険者が健康保険組合、共済組合等の場合は、現保険者との直接調整が必要となる。

国民健康保険課では、不当利得返還請求に係る通知後、被保険者から返還額が高額で返還が困難であるとの相談を受けた場合に保険者間調整を行っている。保険者間調整を行うため、被保険者から提出された「国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金精算に係る同意書(兼委任状)」等関係書類及び該当レセプトの写しを国保連合会等に送付している。

本市の保険者間調整の実績は、表6のとおりである。

表6 保険者間調整の状況 (平成28年9月20日現在)

区分	平成27年度		平成28年度	
	件数	返還額(円)	件数	返還額(円)
国保連合会へ委託	54	2,547,835	352 (319)	10,968,657 (7,827,428)
保険者間の直接調整	8	44,140	8 (2)	92,211 (18,872)
計	62	2,591,975	360 (321)	11,060,868 (7,846,300)

()内は申請中の案件で内数

(オ) 市民等への周知、広報

資格喪失後の保険証の使用を防止するため、市ホームページへ不当利得について掲載するほか、毎年6月に国民健康保険税の納入通知書を送付する際に「国民健康保険のしおり」を同封し、国民健康保険の脱退手続を行う際にはリーフレット(ちらし)を配付している。また、負担割合の変更に伴う不当利得については、負担割合変更後の高齢受給者証を送付する際にリーフレット(ちらし)を同封するなど、本市国民健康保険が負担した医療費の返還が必要となる旨周知している。

イ 第三者行為に係る求償事務

(ア) 概要

国保法第64条第1項の規定により、保険者は傷病等の給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得するとされている。この損害賠償請求権は、民法第724条により被害者が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは時効により消滅する。

被保険者は第三者行為による交通事故等により保険給付を受けた場合は、保険者へ書面による届出が必要となる。これは本来第三者が負担すべき治療費を保険者が一時立て替えて医療機関に支払い、後日第三者から返還してもらう必要があるためである。

保険者は当該届出を基に、損害賠償請求権を行使し第三者へ請求(以下「求償」という。)することとなるが、第三者行為に係る求償事務は

高い専門性が必要とされることから、本市においては国保法第64条第3項の規定により、損害賠償金の請求及び収納に関する事務を国保連合会へ委託している。国保連合会へは、収納した求償額に100分の4を乗じて得た額を委託料として支払っており、平成27年度の委託料は2,957,797円であった。

国民健康保険課において、第三者行為に係る求償事務は、給付班のうち2人の職員が担当している。

(イ) 第三者行為による被害の把握

a 被保険者からの届出に基づく被害の把握

給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「国保法施行規則」という。)第32条の6の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、第三者の氏名、住所、被害の状況等を、直ちに、保険者に届け出なければならないとされている。

(a) 相談受付処理

国民健康保険課では、第三者行為による被害の状況等を被保険者や保険会社などから直接又は電話連絡により、該当者の情報、事故の概要などを聴取し「第三者行為受付簿」(以下「受付簿」という。)に記録するとともに、求償事務に必要な書類を直接又は郵送により交付している。必要な書類は表7のとおり「第三者行為等による被害届兼顛末書」など6種類(以下「被害届」という。)であり、おおむね1か月以内の提出を依頼している。

その後、受付簿を基に、国保番号、事故概要、受付日(通報日)、事故日等を入力する一覧表(以下「受付処理簿」という。)によりパソコンで管理している。

被害の把握は、主としてこうした被保険者等からの相談受付により行われている。

表7 求償事務に必要となる書類

区分	名称	主な内容
本人(被保険者)提出分	第三者行為等による被害届兼顛末書	本人(被保険者)の住所、氏名、事故発生日・場所など
	念書	相手方(加害者)に対して有する損害賠償請求権の代位取得と請求金の受領など
	事故発生状況報告書	事故発生状況略図など
	交通事故証明書	人身事故扱いの交通事故証明書が入手できなかった場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」が必要
相手方提出分	誓約書	自己の過失割合に応じた支払を誓約
	自動車保険報告書	自賠償(強制保険)、任意保険の加入状況など

(b) 被害届の受理及び管理

担当職員は、提出された被害届を内容確認の上受理し、受付処理簿へ書類提出日を入力し、毎月求償事務の関係書類として国保連合会へ送付している。被害届はおおむね1か月以内に提出するよう依頼しているが、平成28年4月から8月までの状況を調査したところ、第三者行為のうち交通事故に関して受け付けた相談のうち、被害届が未提出となっているものが表8のとおり多数見られた。

表8 第三者行為(交通事故)に関する被害届提出状況

年度	相談受付件数(A)	被害届の提出状況	
		提出件数(B)	未提出件数(A-B)
平成24年度	200	128	72
平成25年度	191	128	63
平成26年度	206	164	42
平成27年度	224	159	65
平成28年度	100	42	58

平成28年9月20日現在

ただし平成28年度相談受付件数は8月末現在

b 傷病原因調査に基づく被害の把握

国保連合会は、骨折、打撲などの傷病名から第三者行為が原因であることが疑われるレセプトを抽出し「傷病原因調査一覧」として毎月市へ送付している。国民健康保険課では、「傷病原因調査一覧」を基に、保険点数が2,000点以上のレセプトを対象として当該レセプトを確認の上、被保険者に対し傷病の原因などについて文書照会を行っている。文書照会の回答状況等は、「傷病原因調査処理簿」によりパソコンで管理している。

同処理簿によると、平成28年度の文書照会の実績は、表9のとおりとなっているが、回答のあった159人の中では求償対象となる案件はなかった。

表9 傷病原因調査の状況 (平成28年9月8日現在)

文書照会対象者数	回答者数	回答率
282人	159人	56.4%

c 療養費支給申請書等に基づく被害の把握

やむを得ない理由で保険証を使わずに医療機関に受診した場合等に提出する療養費支給申請書、葬祭費支給申請書には、傷病原因(死亡原因)欄において第三者行為の有無を記載するよう求めている。高額療養費支給申請書については、傷病原因(死亡原因)欄を設け第三者行為の有無を記載するよう見直しを行っており、平成28年度中に様式の改正が予定されている。

国民健康保険課の窓口で傷病原因が第三者行為である療養費支給申請書及び葬祭費支給申請書の提出を受けた場合、担当職員が状況を確認した上で被害届の用紙を交付し、受付処理簿に記録している。

d 被害届の作成及び提出に伴う損害保険会社等の援助

被害届は種類が多く、その作成に時間と労力を要し、被保険者の負担となる場合がある。被害届の記載に係る負担軽減を図り、被害届の確実な提出を促進するため、損害保険会社等の協力を得ることは有効である。このため、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」(平成27年12月3日付け厚生労働省保険局国民健康

保険課長通知)を受け、神奈川県下の市町村等の委任を受けた国保連合会が一般社団法人日本損害保険協会等と覚書を締結(平成28年4月1日から効力発生)した。これにより、交通事故による被害に対する補償として損害保険の任意保険が使用される事案において、国民健康保険を利用する場合、損害保険会社等が被害届を無償で作成するとともに、原則として1か月以内に保険者に被害届が提出されるよう援助を行うこととされた。

(ウ) 求償に係る事務

a 国保連合会への損害賠償請求事務の委任

国民健康保険課は、毎月上旬に委託する対象者の委任状等の必要書類を作成し、被害届の原本とともに国保連合会へ送付している。

国保連合会は、受任するときは受任通知により、受任しないときは受任不能通知書により市へ通知し、また受任後収納が不可能な場合は受任解除通知書により市へ通知している。国民健康保険課では、委託処理簿を作成し、こうした状況を管理している。

b 国保連合会が収納した求償額(損害賠償金)の入金処理

国民健康保険課は、国保連合会から毎月送付される「納入通知書発行依頼書」により調定書を作成し、納入通知書を国保連合会へ送付している。

求償額の収納状況は、表10のとおりである。

表10 求償額の収納状況

年度	委託件数(人) (A)	求償額(円) (B)	(参考)一人当たり 求償額(円) (B/A)
平成24年度	139	53,487,431	384,801
平成25年度	130	58,611,152	450,855
平成26年度	133	52,096,196	391,700
平成27年度	136	81,763,954	601,205
平成28年度	82	34,787,069	424,232
計	620	280,745,802	452,815

平成28年度は8月末現在

(エ) 市民等への周知、広報

第三者行為に係る求償事務は、求償漏れを防止するため、第三者に対する求償権を行使する前提となる被害届が確実に提出されることが必要であり、市民等への周知が重要である。

市では、不当利得に関する周知と同様に、市ホームページ、「国民健康保険のしおり」や高額療養費支給申請書に同封しているリーフレット(ちらし)により周知している。

(6) 監査の結果

ア 不当利得に係る保険給付費の返還請求事務について

今回の行政監査において、国民健康保険の資格喪失後の医療機関受診等に伴う、不当利得に係る保険給付費の返還請求事務については、特に問題となる点は見られなかった。

イ 第三者行為に係る求償事務について(検討すべき事項)

国民健康保険における保険給付の対象となる傷病について、その発生が第三者行為による場合の損害賠償に係る求償事務において、国保法施行規則に基づく被害届の提出状況を調査したところ、提出に至っていない事例が多数見られた。

第三者行為による損害賠償請求権は、国保法第64条第1項に基づき、交通事故その他の第三者の行為によって生じた負傷等で被保険者が保険診療を受けた場合、保険者は保険給付した金額について被保険者に代わって、その第三者に損害賠償を請求する権利を取得することとなる。

市は求償事務を国保連合会へ委託して行っているが、第三者から受けた被害の状況等を記載した被害届は、求償に当たり前提となるもので大変重要である。

求償漏れを防止し、保険給付の適正な執行を図るため、被害について把握したものの被害届が提出されていない事案については、定期的に状況を確認するなど、求償に関する事務の進行管理を適切に行われたい。

(7) 意見

本市の国民健康保険事業は、平成27年度の決算において、歳入のうち国民健康保険税は176億1,728万円となっており、前年度と比較すると7億1,217万円減少している。また、国民健康保険税の収入率は電話督促、休日納税相談等に取り組んだものの63.0パーセントで、収入未済額は88億7,072万円となっている。さらに、不納欠損額は14億8,889万円の前年度と比較すると2億397万円増加している。

一方、歳出のうち保険給付費は529億3,201万円となっており、前年度と比較すると12億103万円増加している。また、法令による繰入分を除いた赤字補填分としての一般会計からの繰入金は、54億4,229万円の前年度と比較すると7億2,380万円増加している。国民健康保険事業の財政運営は、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加及び制度の持つ構造的な財政基盤のぜい弱さ等により、その財政運営は極めて厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、本市の不当利得に係る保険給付費の返還請求における平成27年度の収入率は21.7パーセント、収入未済額は8,475万円、不納欠損額は1,114万円となっている。今後とも、未納者に対する督促状等の発付や保険者間調整を強化することなどにより、収入率の向上に取り組むとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。また、不納欠損処分に当たっては、適正に行うとともにより慎重を期されたい。

第三者行為の求償については、平成28年1月に、市町村が運営する国民健康保険において、交通事故等が原因の治療費を、本来は事故の加害者側が支払うべきところ、費用の請求に至らないものが年間数十億円存在する旨の新聞報道がなされているところである。

今回、第三者行為に係る求償事務について調査を行った結果、被害について把握したものの第三者から受けた被害の状況等を記載した被害届が提出されていない事例が多数見られた。保険者である市は保険給付を行った後、被保険者から被害届の提出を受けて初めて損害保険会社等への損害賠償請求が可能となるものであり、求償権を行使できない状態が長期間継続することは、求償漏れとなる可能性が生じることとなる。第三者に対する損害賠償請求権は民法の規定により3年間行使しないときは時効により消

滅するため、債権の速やかな保全及び適切な管理が求められる。

引き続きレセプトや療養費支給申請書の点検等から求償事案を適切に把握するなどの取組を行うとともに、被害届が確実に提出されるよう、求償事務の進行管理を適切に行われたい。

国民健康保険事業の健全な運営を確保するためにも、市民や被保険者等に対して制度の理解が得られるよう、さらに丁寧に説明するなど周知や広報を工夫するとともに、進行管理の強化や情報の共有化などを行うことにより、返還金債権、損害賠償請求権の把握、管理を適切に実施されたい。